

第4回 西会津町農業委員会総会議事録

1. 期日

令和2年10月19日

2. 場所

役場2階会議室

3. 招集者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

4. 出席委員

(農業委員)

1番委員 渡部 定衛 4番委員 岩原 稔 5番委員 矢部 幸彦
6番委員 江川 政次 7番委員 三留 弘法 (1時間で退席)
8番委員 小原 利道 9番委員 仲川 久人 10番委員 星 敬介
12番委員 江川 新壽

(推進委員)

1番委員 三留 智篤 3番委員 杉原 徳夫
5番委員 長谷川 耕二

5. 欠席委員

2番委員 佐藤 健一 3番委員 三瓶 常夫 11番委員 佐藤 正光

6. 総会に出席した職員

事務局長 矢部
事務局次長 高津
事務局員 秦

7. 開会

午前10時01分

8. 閉会

午前11時28分

議長 おはようございます。
めっきり寒くなり、風邪をひかないようにしてください。
クマの目撃情報がありますので、朝晩注意してください。

議長 これより総会を開会します。
本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して9名が出席しておりますので、(会議規則第9条の委員過半数出席により)総会は成立しております。
それでは、これより「第4回西会津町農業委員会総会」を開催します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。
なお、付議事件が2件追加になりましたことを報告させていただきます。

議長 それでは会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第30条の規定により、
4番 岩原 稔 委員 9番 仲川 久人 委員
にお願いします。
7番 三留委員については、1時間で退席の報告の旨有り。

議長 続いて、会議次第3・報告事項に移ります。
報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告させます。

事務局次長 (主要業務について報告する。) ～

議長 ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。

議長 質問がありませんので、これで質問を終わります。

議長 続いて、会議次第4・付議事件に移ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明(〇〇地区〇〇地内他)

議長 事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた 杉原徳夫
推進委員に報告をしていただきます。

杉原推進委員 9月25日に調査を行いました。

〇〇地内につきましては、写真のとおり休耕田ということで、
耕作されていない土地でした。ススキが茂っていて、段差が大き
い土地で、上に田があります。〇〇地内につきましては、整備さ
れていました。〇〇の土地につきましては今年度そばを蒔いたと
いうことです。

調査票の調査項目に該当していました。申請は妥当と判断しまし
た。

議長 これより、質疑を行います。

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移り
ます。

議長 これで討論を終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請
に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許
可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項
の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認
されました

議長 続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可
申請に対する処分について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明(〇〇地区〇〇地内)

議長 事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた 杉原徳夫
推進委員に報告をしていただきます。

杉原推進委員 議案第1号で報告した〇〇に隣接する〇〇の土地でございます。
割田をして耕作していました。現地調査の結果、調査報告書に記
載したとおりで、議案1号同様、申請は妥当と判断しました。

議長 これより、質疑を行います。

議長 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。これより討論に
移ります。

議長 これで討論を終わります。

これより議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請
に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許
可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議案第2号「農地法第3条第1項
の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認
されました。

議長 続きまして、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申
請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求め
ます。

事務局次長 資料を基に説明(〇〇地内)

議長 事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた 三留智篤
推進委員に報告をしていただきます。

三留推進委員 10月13日、農地転用に係る現地調査を実施しました。
特に問題はありませんでした。

議長 担当調査委員の説明が終わりました。これより質疑を行います。

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これで討論を終わります。
これより議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を採決します。
本案は申請を適当として認めることで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は申請を適当と認めることで、決しました。

議長 続きまして、議案第4号「土地の現況確認について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明する。(〇〇地内)

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された三留智篤推進委員の報告をお願いします。

三留推進委員 10月13日に地目変更登記確認のために現地調査しました。
確認したところ特に問題はありませんでした。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 質疑なしのため、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行いません。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。
これから、議案第4号「土地の現況確認について」を採決します。
本案は申請のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「土地の現況証明について」は申請のとおり承認されました。

議長 続きまして、議案第5号「土地の現況確認について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明する。(〇〇地内)

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された長谷川耕二推進委員の報告をお願いします。

長谷川推進委員 10月13日に現地調査しました。特に問題はありませんでした。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 質疑なしのため、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行いません。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。
これから、議案第5号「土地の現況確認について」を採決します。
本案は申請のとおり承認するにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「土地の現況証明について」は申請のとおり承認されました。

議長 続いて、次第5・その他 に移ります。

(1) 令和2年度福島県下農業委員会大会について、事務局より説明してください。

事務局次長 資料を基に説明。

参加人数制限のため、参加者の選考を依頼。

福島県下農業委員会大会において、永年勤続農業委員として、前会長〇〇氏と江川会長が表彰されたことを報告。事務局員の秦康広氏が永年勤続農業委員会職員として表彰されたことを報告。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより協議を行います。

議長 県下農業委員大会出席者は、江川会長、佐藤会長職務代理者、江川委員、小原委員にお願いします。

議長 これで協議を終わります。

議長 続きまして、(2) 合同農地パトロールについて(案)、事務局の説明を求めます。

事務局次長 合同農地パトロール実施について、11月20日、総会終了後実施することを提案します。

議長 場所はどこか。

事務局次長 今回、新しく課題となったところと、事務局として問題に当たっている農地をパトロールしたいと思います。

また、農業委員、推進委員で問題となっている農地をパトロールしたい。

考えとしましては、午前9時に総会を開き、終了後、午後にかけて実施したい。

議長 昼をはさむのか。

事務局次長 昼をはさむので、昼食を互助会で準備します。

議長 11月20日、合同農地パトロールを実施してよろしいか。
事務局では問題のところを実施したい旨である。
昼食はいつ頃とるのか。

事務局次長 考えとしましては、総会終了後、午前中に現場に行き、役場に戻り、昼食をとり、午後又現場に行きたい。

議長 一日かかるのか。

5番委員 場所があれば、事務局で提案してほしい。

事務局長 合同農地パトロールとして提案したことは、改選1年目であり、農業委員会の任務を皆さんで認識を共有していただきたいことでありまして、農地利用につながり、耕作放棄地の解消を進めるにあたって、まず現地に赴いて意見交換させていただきたい。

今後の農地集積、集約化に向けて、農業委員会としてどうやって取り組むかについて、皆様のご意見を踏まえて進めていきたい主旨です。

8月から9月に実施した農地パトロールの結果を踏まえて、事務局で場所を選定させていただきたいと思いますが、その機会を設けたいという趣旨でございますので、ご理解いただきたい。

議長 局長の話ですと設定するという事で考えている。
よろしいですか。

事務局長 現場を見ながら皆さんと意見交換をしたい。

議長 推進委員も一緒か。

事務局長 推進委員も一緒であります。

議長 農地パトロールを実施するという事でよろしいでしょうか。
お願いします。

議長 続きまして、(3)当面の日程等について事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明する。

議長 (4) 次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 令和2年11月20日(金)午前9時、役場大会議室において開催。

6番委員 次回総会時の服装はどうするのか。
前は、合同パトロールは奥川や新郷に行った。
どこに行くのか、はっきりしてもらいたい。

事務局次長 今回は、農地パトロールに適した服装、作業着をお願いします。
場所について、時間等を考えて決めたいと思います。

事務局長 現地確認の服装をお願いします。

議長 続いて、(5) その他 に移ります。

秦局員 5ページ、(5) 情報活動状況の中の申込者0件が2件、中止者0件が2件でありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

議長 以上で本日本日予定されていまして案件は全て終了しました。
皆さんから何かありましたらお願いします。

議長 他になければ、これで「第4回西会津町農業委員会総会」を閉じます。